避難の継続が必要な方へ

平成28年8月17日

福島県生活拠点課

避難指示区域外（平成27年6月15日時点）から避難されている方への

見直し後の「民間賃貸住宅等家賃への支援制度」について

(1) 対象世帯

対象とする住まい、世帯、転居要件を緩和しました！

応急仮設住宅等に避難している世帯（※１）のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅等（※２）で避難生活を継続することが必要な世帯（※３）。

なお、福島県内で避難している世帯の対象は次の世帯に限る。

①妊婦がいる世帯（申請書提出時点）。

②18歳以下（平成２８年10月１日時点）の子どもがいる世帯。

③避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第１級、第２級）のため避難先の特定の病院での治療を必要とする世帯（申請書提出時点）。例：人工透析を受けている方など

（※１）本制度を公表した平成27年12月25日以降、建設型仮設住宅、借上げ住宅（民間賃貸住宅、雇用促進住宅、ＵＲ賃貸住宅、社宅等）、公営住宅、公務員宿舎等のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供される公営住宅等で避難生活を送っていた世帯

対象外

（※２）収入に応じた家賃設定をしている公営住宅は支援対象外。

（※３）○原子力損害賠償（住居確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯は支援対象外。

＝ 平成27年6月15日時点で避難指示が解除されていた、田村市都路地区及び川内村の東部地区（ともに原発から20km圏内）からの避難世帯

○避難先が避難元と同じ市町村である世帯は支援対象外。

⇒南相馬市と田村市は、合併前の旧市町村単位で判断

転居

○ 一定条件（手狭、通院・通学、家賃が低廉な住宅への転居など）のもとで、現在居住している都道府県内（福島県内の避難世帯は避難先の市町村内）の転居を認める。

ただし、東京都、神奈川県、埼玉県への避難世帯は、関東地方内での転居を認める。

○ 県外避難世帯のうち、妊婦・子ども世帯（上記①、②）は福島県内（避難元市町村以外）での避難継続も対象。

○ ふるさと住宅移転支援事業（引越補助）と併用不可。

(2) 収入要件

収入要件を緩和しました！

基準額「月額所得21万4,000円以下」の世帯を対象とする。

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{か月}} \leqq 214{,}000\text{円}$$

○ 「年間所得」は、基本、市町村長発行の所得証明書（27年分）に記載された各種控除後の所得金額。

○ 母子避難などの二重生活世帯（父だけ、母だけ、子だけの避難は適用外）は「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を２分の１として取扱う。

(3) 対象期間

補助開始前の転居も支援対象とします！

平成29年１月分から平成31年３月分まで。

○ 制度を公表した平成27年12月25日以降の住宅の賃貸借契約を対象とする。

(4) 補助率、補助額

対象経費を緩和しました！

○家賃等の補助

住宅の賃貸借契約書に記載のある金額（家賃、共益費、駐車場）

・平成29年１月～平成30年３月分　家賃等の２分の１（一月当たり最大３万円）

・平成30年４月～平成31年３月分　家賃等の３分の１（一月当たり最大２万円）

○住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助　定額 10万円

※ 既に引越補助で交付決定された世帯による申請も認める。ただし、当家賃補助も交付決定された場合、初期費用の補助交付額は、引越補助の交付決定額を差し引いた金額とする。

○今後のスケジュール（想定）

８月末　補助金交付要綱等の制定 （申請様式など）

10月～　収入要件等の事前審査（希望世帯のみ）
補助申請受付開始（平成29年６月末まで）

１月～　交付決定後、初期費用の補助金支出
家賃等の補助金支出（３か月分ごとに請求）